

## IPv6インターネット接続機能（ネイティブ方式）の選定手続きに係る当社が定める期間等について

- 1．当社接続約款の附則（平成21年8月6日 西相制第17号）第2項に規定する「ネイティブ接続に係る接続申込みを受け付ける期間」については、「平成21年8月21日（金）までの期間」とします。
- 2．なお、上記期間に受け付けたネイティブ接続に係る接続申込みの数が4以上の場合に、ネイティブ接続申込者様に提出いただく書面の提出期限等については、下記の通りとします。

上記附則第3項中「次の各号に掲げる書面を**当社が定める期日**までに提出することを要します。」との規定における「当社が定める期日」は、「平成21年11月30日（月）」とします。

上記附則第3項第1号中「契約数等であって、**当社が定める時点**のもの」として規定における「当社が定める時点」は、「平成21年6月末時点」とします。

上記附則第3項第1号中「インターネット接続サービスの契約数等（略）及びその合計数を記した**書面（当社が定める様式）**によるもの（略）」との規定における「書面」として、次頁の様式を定めます。

第 号  
平成 年 月 日

西日本電信電話株式会社  
殿

(社名)  
(代表者)



### 接続申込みに係る情報の提出について

貴社接続約款附則(平成 21 年 8 月 6 日 西相制第 17 号)第 3 項の規定により、弊社にネイティブ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っている事業者のインターネット接続サービス契約数等と、その合計数等(注 1)(別紙)及び、ネイティブ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っていることを示す書面(注 2)(別添)を提出いたします。

(注 1) インターネット接続サービスの契約数及びその合計数等は、平成 21 年 6 月末日時点のものとしします。

また、電気通信事業報告規則第 2 条第 1 項による提出対象事業者については、当該事業者が総務大臣宛に提出した書面等(電気通信事業報告規則様式第 7)の写しを、提出対象事業者以外の者については、電気通信事業報告規則様式第 7 に準じた書面等をそれぞれ添付することとしします。

(注 2) 書面の様式は任意となりますが、ネイティブ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っていることが明確にわかる書面としします。

以上

別紙

弊社にネイティブ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っている事業者の  
インターネット接続サービス契約数等及びその合計数等

No	事業者名		インターネット接続サービスの契約数等 (平成21年6月末時点のもの)	報告規則に基づく報告を行っている事業者か否か (当該事業者の場合には、 を記載)
		登録番号又は届出番号( )		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
.	.	.	.	.
.	.	.	.	.
インターネット接続サービスの契約数等の合計数				

電気通信事業法等に基づき、総務大臣へ登録した際の登録番号又は総務大臣へ届け出した際の届出番号をいいます。